



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

4月から始まる

「産休期間中の社会保険料免除制度」

◆4月から制度スタート

仕事と子育ての両立支援を図るため、産前産後休業（原則、産前 42 日・産後 56 日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分）。

この制度の対象者は、今年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方で、4 月分以降の保険料から免除の対象となりますので、社内で周知しておくことが必要でしょう。

◆書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。

今後公表される「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれかの方法で提出します。

なお、添付書類は特に必要ないとのことでした。

◆標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合、産前産後休業終了後の 3 カ月間の報酬額を基にして、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬が改定されます。

この場合、会社が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出しなければなりません。産前産後休業を終了した日の翌日から引き続き育児休業を開始した場合には提出することができません。

◆その他の留意点

被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または



産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出する必要があります。

育児休業期間中の保険料免除期間と産前産後休業期間中の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

税制改正による影響は？ 企業の交際費の実態

◆税制改正の影響で交際費は増える？

消費増税による景気の落込みを企業の交際費を増やすことによってカバーするため、税制改正で、大企業（資本金 1 億円超）が接待等で支払う飲食代についても、交際費の半分までを経費とすることを認める税制改正法案が、3 月末までの成立を目指して国会に提出されています（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の間の時限措置）。

資本金 1 億円以下の中小企業は、（1）800 万円までの交際費の全額損金算入、（2）飲食接待費の 50% 損金算入のうち、有利なほうを選択することができます（平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度）。

◆意識調査の結果

しかし、日本経済新聞社と NTT コムリサーチが共同で実施した交際費に関する意識調査（20～60 歳代の男女ビジネスパーソン 1,000 人が対象）によると、「今後、交際費が増えそうだ」と答えた人は、13.7%にとどまっています。

そもそも「企業の接待」についてどう思うかについては、「好ましくない」との回答が 71%を占めました。理由は、「費用対効果がわからない」「競争が激しくなる中、接待で仕事が取れる時代ではない」「接待の経費があるなら社員の給与に回してほしい」などです。

◆1 カ月当たりの交際費

1 カ月当たりの交際費がいくらか聞いたところ、「1 万円以上～3 万円未満」が 27.5%で最も多く、「1 万円未満」が 25.0%で続き、「3 万未満」が半数を超えています。

リーマン・ショック前との交際費の比較については、「かなり減った」が 38.3%、「多少減った」が 23.0%となり、6 割以上の人が、この数年間の間に交際費を減らしていたことがわかりました。

◆今後、交際費は増えるのか？

企業の交際費が今後どうなるかについては、「増えそうだ」との回答が前述の通り 13.7%だったのに対し、「変わらない」が 68.3%、「減りそうだ」が 17.9%で、多くの人が交際費について慎重に見ていることがわかりました。

また、「交際費を増額する必要がある」と回答した人にその理由を尋ねたところ、トップは「国内の取引先の拡大・関係強化」で、「国内でのグループ社員らとの交流強化」が続きました。

3 月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

17 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の物> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [税務署]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～当事務所よりひと言～

厳しい寒さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしですか？ ウイルス性の風邪などが流行る時期です。体調管理には気を付けましょう。

さて、今回は、保険料率についてのお知らせです。平成 26 年度の雇用保険料率は前年度からの据え置きとなります。平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は、平成 25 年度と変わらず次のとおりです。

(平成 26 年度 雇用保険料率 /1000)

事業の種類	被保険者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5	8.5	13.5
農林水産 清酒製造の事業	6	9.5	15.5
建設の事業	6	10.5	16.5